

平成28年第9回（7月）袖ヶ浦市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時 平成28年7月29日(金) 午後2時45分 開会
午後4時20分 閉会

- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所 2階第（一）会議室

- 3 出席者

教育長	川島 悟	教育長職務代理者	山口 修
委員	多田 正行	委員	福島 友子
委員	中村 伸子		

(欠席委員) なし

- 4 出席職員

教育部長	井口 崇	教育部次長 (兼教育総務課長)	森田 泰弘
教育部参事 (兼学校教育課長)	今宮 公雄	教育部参事 (兼生涯学習課長)	原田 光雄
体育振興課長	林 健司	総合教育センター所長	前沢 幸雄
学校給食センター所長	野呂 幸晴	市民会館館長	石渡 悟
平川公民館副館長	勝畑 克子	長浦公民館副館長	中畑 浩治
根形公民館副館長	花澤 吉敬	平岡公民館副館長	大津 忠
中央図書館館長	簗島 正広	郷土博物館副参事	光江 章
学校教育課副参事	井関 徹太郎	教育総務課副参事	溝口 輝
教育総務課班長	葛田 陽子	教育総務課副主査	山田 倫志

- 5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

6 議 題

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 今回会議録署名人の選出について

日程第3 教育長・教育部長報告

日程第4 議案

議案第1号 袖ヶ浦市立学校職員の業績評価に係る苦情の申出及び取扱いに関する要綱の一部を改正する訓令の制定について

議案第2号 平成29年度使用教科用図書採択について

議案第3号 平成27年度対象袖ヶ浦市教育委員会の点検及び評価について

日程第5 その他報告

(1) 「市立幼稚園の統合に関する市民説明会」の実施状況について

(2) 放課後児童クラブによる中川小学校校舎の目的外使用について

(3) その他

7 議 事

日程第1 前回会議録の承認について

教育長 第8回袖ヶ浦市教育委員会の会議録の承認について、賛成の挙手を求める。

教育長 全員一致で承認された。

日程第2 今回会議録署名人の選出について

教育長 多田委員を指名した。

日程第3 教育長・教育部長報告

教育長 第2回社会教育委員会議（6月17日）、袖ヶ浦学びフェスタ実行委員会（6月21日）、市内学校長との面談（人事評価面談）（6月21日・23日・27日・29日）、木更津・袖ヶ浦、君津支部合同中学校水泳記録会開会式（6月22日）、第1回図書館協議会（6月23日）、第1回郷土博物館協議会（6月24日）、そでがうらわんぱくクエスト第1回事前研修会（6月25日）、根形小学校教育長訪問（6月27日）、昭和中学校教育長訪問（6月30日）、袖ヶ浦市青少年健全育成推進大会（7月2日）、第2回市内校長会議（7月5日）、奈良輪小学校教育長訪問（7月6日）、第2回教科用図書採択協議会（7月7日）、第3回社会教育委員会議（7月13日）、中川小学校教育長訪問（7月14日）、第2回公民館運営審議会（7月15日）に出席した。

教育部長 特になし

教育長 ただいまの報告について、意見や感想を求める。

山口教育長職務代理者

根形小学校と昭和中学校の教育長訪問をした際に、養護教諭にいじめや不登校につながる心の問題にならないよう予防措置をしてほしいと感想を伝えた。

中村委員 奈良輪小学校と中川小学校とも、先生方が子ども達に寄り添って、特別な支援を要する子に対しても大変細やかに対応されている様子が伝わってきた。その中で授業も円滑に進められていて、先生方の変えさを感じた。くれぐれも健康に留意していただくようお願いした。

山口教育長職務代理者

中川小学校の南側にある農道が舗装されることになったので、お知らせする。

教育長 道路が舗装されると交通量も多くなる。富川橋の工事により通学路の迂回路となっているので、児童の通行に注意して欲しい。

日程第4 議案

議案第1号 袖ヶ浦市立学校職員の業績評価に係る苦情の申出及び取扱いに関する要綱の一部を改正する訓令の制定について

教育長 事務局に説明を求める。

教育部参事（学校教育課長）

千葉県教職員の人事評価制度の見直しに伴い、「県立学校の人事評価に係る苦情の申出及び取扱いの要綱」を参酌し、袖ヶ浦市立学校職員の業績評価に係る苦情の申出及び取扱いに関する要綱の一部を改正したいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第5条第2号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものである。

人事評価に関する規則等制定の変遷については、平成22年3月に県立学校職員の人事評価に係る苦情の申出及び取扱いに関する要綱が制定されたことに倣い、袖ヶ浦市立学校職員の業績評価に係る苦情の申出及び取扱いに関する要綱を制定した。その後、平成26年5月に地方公務員法の一部改正により勤務成績評定から人事評価制度が導入された

ことから、平成28年4月に県立学校職員の人事評価に係る苦情の申出及び取扱いに関する要綱の一部改正に倣い、袖ヶ浦市立学校職員の業績評価に係る苦情の申出及び取扱いに関する要綱の一部を改正するものである。

人事評価制度の主な変更点は、対象職員を一般職員の全ての教職員とし、評価方法を業績評価（目標申告シート）と能力評価（職務能力発揮シート）とする。

評価は、これまでの「A・B・C・D」の4段階から「S・A・B・C・D」の5段階に変更し、人事評価結果の開示請求については、開示を希望する者と、評価した「C・D」の者には必ず開示しなければならない。

また、評価結果に疑問等があれば評価者に再説明を求め、評価に納得できない場合は苦情の申出書を提出することができる。苦情の申出書が提出された際には、申出者及び評価者から事情を聴取し、苦情審査委員会を開催して審査結果を教育長へ報告する。なお、対応の決定及び結果については申出者及び評価者へ報告する。

教育長 ただいまの説明について委員に質疑を求める。

山口教育長職務代理者

この制度そのものは、教育長と教育委員会職員に関わるもので、教育委員が直接関与するものではないと認識してよいか。

教育部参事（学校教育課長）

教育委員は関与しない。

（他に質疑なし）

教育長 賛成の挙手を求める。

教育長 議案第1号は賛成全員で承認された。

議案第2号 平成29年度使用教科用図書採択について

教育長 事務局に説明を求める。

教育部参事（学校教育課長）

平成28年度教科用図書採択協議会の選定結果に基づき、平成29年度に使用する義務教育諸学校における学校教育法第34条及び附

則第9条に規定する教科用図書を採択することについて、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第5項及び第14条の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものである。

平成29年度使用の小学校及び中学校の教科用図書の採択については、平成28年度使用教科用図書と同一のものとする。

また、特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条による教科用図書については、平成28年7月7日に行った教科用図書君津採択協議会において協議の結果、別表3にある128冊のうち6冊が発行されてから30年以上が経過し、色使いが古く子どもの興味を引き出しにくいなどの理由により不採択となり、新たに8冊が採択された。

教育長 ただいまの説明について委員に質疑を求める。

山口教育長職務代理者

教科用図書君津採択協議会に選考委員として出席した。

教科書の選定方法は、数名の研究調査員が持ち帰って精査をした結果について、選考委員が協議し選定を行ったものである。

本の選定にあたっては、再版数が多いものほど良い本と言われており、年代が古いという基準で選定はしないように配慮している。

中村委員 出版年が古い本は、子どもたちに長く読み継がれている本ということなので、年代が古いことを不採択の理由としてあげない方が良いと思う。

(他に質疑なし)

教育長 賛成の挙手を求める。

教育長 議案第2号は賛成全員で承認された。

議案第3号 平成27年度対象袖ヶ浦市教育委員会の点検及び評価について
教育長 事務局に説明を求める。

教育総務課班長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく平成27年度に行った教育委員会の事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行ったので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第5条第18号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものである。

点検・評価の内容、議会への報告や公表の方法は、各教育委員会の裁

量となっており、本市では、平成27年度における「教育委員の活動状況」について報告するとともに、「施策の取り組み状況」として、事務事業の施策目標に対する執行状況を点検・評価する形としている。先月の6月定例会において、事前協議した「施策の取り組み状況シート」について、再度見直しをして修正し、その後、有識者2名より意見を聴取し作成したものである。

なお、有識者からは、各施策とも様々な取り組みがなされており、多くの成果を挙げていると高い評価をいただいたが、取り組みはしているものの課題もあり、更なる努力や新たな発想を要するという意見もあった。

今後の予定は、庁内会議へ報告、議会へ提出をして、ホームページで公開する。

教育長 ただいまの説明について学校教育課に補足説明を求める。

教育部参事（学校教育課長）

第2章の2『「生きる力」を育む学校教育を推進』の主な施策指標「県標準学力検査で県平均を達成した割合」について、前回の定例会で意見があった小学校と中学校を区別して割合を出したところ、小学校では◎であるが中学校では×になった。中学校の×となった理由は、15項目中、県平均を上回るものが6項目しかなかったため40%という結果になったものである。

施策の指標の出し方については、検討していく必要があると考える。

学校教育課副参事

同じく施策目標の中の「不登校児童生徒の割合」が、小学校では×、中学校では△となった。この理由は、昨年度までは目標値を0.5%としていたところ、全国平均の目標値（小学校0.45%、中学校3.26%）まで上げたため、このような結果となった。中学校に関しては、3,000人の中で平成26年度は10人、平成27年度は15人と5人程の差であるので理解していただきたい。

山口教育長職務代理者

評価が×となった結果に対して理由を追及し、今後どのようにしていくべきかを考えることが大事である。

教育部参事（学校教育課長）

施策指標の持ち方について今後の課題として検討する。
今回の評価については、誤解を招くことのないような表記にしたい。

教育長 「県標準学力検査で県平均を達成した割合」は、どのように算出しているのか。

教育部参事（学校教育課長）

中学1年生から3年生までの3学年を学校数の5校でかけて15項目を教科毎に5校の平均値を出している。そのうちの6項目が県平均を上回っているので40%という数値になったものである。

山口教育長職務代理者

公表にあたっては数値の結果のみが表記され、細かな説明は載せないため、誤解されないような形で表現された方がよい。

教育長 平成27年度の評価については、小学校と中学校を合わせた結果で示す方がよいのではないかという提案があったが、委員の意見を伺う。

山口教育長職務代理者、多田委員

小学校と中学校を合わせた表記で良いものと考えられる。

福島委員 目標値と実績値は変えることはできないので、どのような基準で目標を作って、実績をどのように分析したのかを説明できるようにしてもらいたい。不登校のところについては、1%未満のパーセンテージが小さいのでさほど問題にはならないと思う。

教育長 平成29年度の目標値を設定する際に、実態に沿う指標を考慮していただきたい。

中村委員 表示方法は前回の表示に戻して良いと思う。

（その他質疑なし）

教育長 前回定例会時の表示方法に戻すということで、賛成の挙手を求める。

教育長 議案第3号は賛成全員で承認された。

日程第5 その他報告

（1）「市立幼稚園の統合に関する市民説明会」の実施状況について
教育長 事務局に説明を求める。

教育部参事（学校教育課長）

市立幼稚園の統合に関する市民説明会を7月3日に袖ヶ浦市民会館、7月5日に平川公民館、7月7日に長浦公民館で実施し、参加人数はそれぞれ15名、5名、6名であった。また、保護者向けの説明会をすでに5月17日に今井幼稚園（参加人数80名）と5月20日に中川幼稚園（参加人数17名）で実施したので、総計で123名に対して説明を行ったことになる。

市民説明会での主な質問内容は、今井幼稚園の耐震工事を行わなかった理由、認定こども園の誘致場所、議員や市民に対する説明、送迎バスの運行、幼稚園・保育所共通の幼児教育カリキュラム、平成30年度の入園募集、保育料の見直し、今井幼稚園の跡地利用についてなどであった。

教育長 ただいまの説明について委員に質疑を求める。

山口教育長職務代理者

市民説明会を行った結果をどのように評価されているか。

教育部次長（教育総務課長）

市立幼稚園の統合に関する周知として、はじめに保護者説明会を行い、6月1日号の「広報そでがうら」で市立幼稚園の統合について記事を掲載した。そうした中で、市民説明会の参加者が3日間で26名であったということは、保護者以外の方の関心度がこの人数に表れているのではないかと考える。また、質問の内容も保護者説明会とあまり変わらないものであったことから、保護者説明会及び市民説明会を実施したことで一定の理解は得られているのではないかと捉えている。

多田委員 市民説明会に出席した感触では、とても承服できないという意見は全くなく、市の財政状況や今井幼稚園の耐震上の問題について説明をした結果、納得を得られていると理解している。

（他に質疑等なし）

（2）放課後児童クラブによる中川小学校校舎の目的外使用について

教育長 事務局に説明を求める。

教育部次長（教育総務課長）

放課後健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて児童の健全育成を図ることを目的としており、当事業を中川小学校校舎の余裕教室を活用し実施したい旨の申し入れが、福祉部子育て支援課からあった。

現状の中川小学校区放課後児童クラブは、J A 君津・旧中川支店を借用しているが、建物の老朽化により地震等災害時における児童の安全の確保という点において懸念を抱え、登所する際の安全性（交通面、防犯面）の確保が保たれず、また、十分に身体を動かせる遊び場の確保ができていない等様々な課題を抱えている。

今後、子育て支援課と十分に協議を重ねていくが、小学校の余裕教室で放課後児童クラブを実施できるという方向性が出た段階で、改めて審議いただく。

教育長 ただいまの説明について委員に質疑を求める。

山口教育長職務代理者

現在、学童は小学校3年生までか。

教育部次長（教育総務課長）

現在は小学校4年生までであるが、6年生までに拡大したいという方向性が出ている。

山口教育長職務代理者

他市では、校舎の余裕教室もしくは学校の敷地内にあり、他の施設は使用していない。

余裕教室のある他の学校についてはどのようにするか議論した上で、中川小学校の目的外使用について決断して欲しい。

教育部次長（教育総務課長）

余裕教室で放課後児童クラブに活用できるものは基本的に学校内で実施していきたいと考えている。

根形小学校は、余裕教室が現在ないので校舎内での実施は難しく、平岡小学校では、余裕教室はあるが学校の隣に補助金を使って建設した建築物があるので、補助金の処分期間を考慮して時期を検討していく。

（他に質疑等なし）

(3) その他

教育長 その他に何かあるか。

教育部次長（教育総務課長）

平成28年8月補正予算の要求について市長から教育委員会へ意見聴取が求められているが、この場で審議するいとまがなかったため、次回の定例会において臨時代理の報告をするので了承願う。

教育長 教育委員会として補正でこのような案を出したいということ、あらかじめ教育委員会議で報告した方が良い。

山口教育長職務代理者

すべての事業を総額で出す必要はなく、主要な事業や新規事業について事前に教育委員会に諮って欲しい。

教育部次長（教育総務課長）

新たな取り組みや突発的な要因により補正を要求するものは周知させていただく。

(他に質疑等なし)